

令和元年7月19日	
所 属	体罰調査特命担当
所属長	中道 隆広
電 話	06-4950-0151

尼崎市立尼崎高等学校硬式野球部体罰事案及び関係教員の懲戒処分等について

尼崎市立尼崎高等学校においては、本年4月の1年生の野外教室において、硬式野球部（以下、「野球部」という。）の顧問を務める教員による体罰が明らかになったことから、全校アンケート調査に加えて、野球部の生徒全員に別途アンケート調査を行うとともに、聞き取り調査を実施した。さらに、野球部の顧問を務める教員全員に対して、聞き取り調査を実施したが、調査が完了したため、関係教員の懲戒処分等を次のとおり行った。

1 野球部における調査について

(1) 全校アンケート調査

令和元年5月24日（金）実施（生徒、保護者、教員）

(2) 野球部アンケート調査

令和元年5月24日（金）実施（生徒）

(3) 野球部生徒への聞き取り調査

令和元年6月3日（月）～5日（水）実施

(4) 関係教員事情聴取

令和元年5月18日（土）～7月2日（火）実施（野球部関係教員）

2 調査により確認できた体罰等について（主なもの）

(1) A教諭（16件の体罰）

- ・居眠りをしていた生徒の頭を押した。
- ・生徒の練習への怠惰な取組状況などへの指導のために、練習中に生徒を部の倉庫に連れて行き、顔や胸を数回強く押した。
- ・練習中にふざけていた生徒の胸を強く押し、頬をつねった。
- ・覇気が全く無かったり、練習をサボる傾向があった生徒の胸を強く押した。
- ・練習中に生徒を防具の上からバットで強く押した。
- ・校則違反や練習への取組態度を指導する際に胸、顔、頭などを強く押した。
- ・自覚が無かったことを厳しく指導するため、生徒の胸を強く押した。また、地面に強く押しつけた。
- ・練習中、ボールを怖がっていた生徒の恐怖心を克服させるため、ボールを胸に当てた。
- ・生徒に対し暴言を吐いた。

(2) B講師（9件の体罰）

- ・ 野外教室において、生徒の朝の集会での態度に腹を立て、左頬を10回以上叩く、右手で両頬を掴む、1～2回蹴る、胸ぐらを掴んで生徒を押し倒し怒鳴りつけるなどの行為をした。
- ・ 生徒の態度がよくなかったので、腹部を押し蹴りした。
- ・ 生徒の一部の態度が悪かったため、連帯責任ということで、長時間立たせて練習を見学させた。
- ・ 話を聞いていない生徒を指導するために胸ぐらをつかんだ。
- ・ 生徒の態度がよくなかったので、胸ぐらをつかんで押し倒した。

(3) C教諭

- ・ 生徒に対し暴言を吐いた。

(4) その他不適切な指導等

- ・ 生徒を指導するために暴言を吐いていた。
- ・ 生徒の体を大きくする目的で補食を行っていたが、相当な量のごはんを完食することを課せられ、食べきれず吐いてしまう生徒がいたほか、食べ終わるまで帰宅できない状況があった。肉体的、精神的にも苦痛を訴える生徒も複数いた。

3 教員の懲戒処分等について

(1) 対象教員及び懲戒処分等内容

ア A教諭

減給3月（給料の月額額の10分の1）（地方公務員法第29条第1項第1項、第2項及び第3号）

イ B講師

減給1月（給料の月額額の10分の1）（地方公務員法第29条第1項第1項、第2項及び第3号）

ウ C教諭

校長からの指導

(2) 懲戒処分等の概要

ア A教諭

平成31年1月頃、野球部生徒の練習への怠惰な取組状況などを指導するため、練習中に生徒を部の倉庫に連れて行き、顔や胸を複数回、強く押したほか、平成29年から31年にかけて、部活動において生徒を指導するために、頭や胸を押したり、地面に強く押しつけるなどの体罰を10回以上行った。また、事情聴取において、当初、自身が行った体罰について記憶が無いと述べるなど体罰事案の実態解明に非協力的で不誠実な態度があった。

イ B講師

平成31年4月24日に野外教室において、生徒の朝の集会での態度に腹を立て、

左頬を10回以上叩く、右手で両頬を掴む、1～2回蹴る、胸ぐらを掴んで生徒を押し倒し怒鳴りつけるなどの行為をした。さらに、平成30年から31年にかけて、野球部の生徒を指導するために、胸ぐらを掴んで押し倒したり、腹部を蹴るなどの体罰を数回行った。

ウ C教諭

生徒に対し暴言を吐いた。

(3) 懲戒処分日

令和元年7月19日（金）

以 上